

## 第11回決済システムフォーラムの議事概要

### I. 最近の決済動向

#### 1. 「決済システムレポート 2007-2008」の紹介（日本銀行決済機構局より説明）

- 日本銀行は、昨年10月、「決済システムレポート 2007-2008」を公表した（日本銀行ホームページ <http://www.boj.or.jp/type/ronbun/psr/psr2007.htm> に掲載）。決済システムレポートは、わが国決済システムの動きを概括し、今後の課題を把握することを目的としている。
- 今回のレポートの内容について簡単に紹介する。  
第1部では、主な決済システムにおける決済の動向について分析している。第2部では、「決済システムの改善に向けた動き」として、①次世代 RTGS プロジェクトの概要、②証券決済の完全ペーパーレス化とそれに伴う DVP 決済の実現、③業務継続体制の強化に向けた取組みを整理している。第3部では、小口決済における特徴的な動きとして「最近の電子マネーの動向」を取上げた。第4部では、「欧米における決済システムを巡る動き」を整理している。
- 今回のレポートの末尾には、付属論文を2編掲載している。第1の論文は、BIS 支払・決済システム委員会（CPSS）の報告書をもとに、決済システムの結びつきから生じる相互依存関係、すなわち system interdependencies の現状やそれが決済システムの安定性に与える影響等を分析したものである。第2の論文は、CPSS/証券監督者国際機構（IOSCO）の「証券決済システムのための勧告」に基づき、日本銀行が2007年11月に行った、わが国の国債決済システムに関する自己評価を紹介したものである。
- 日本銀行としては、今後とも、決済システムの運営主体・参加金融機関である皆様方や海外中央銀行等との緊密な連携の下で、より安全で効率的なわが国決済システムの構築に向けて引続き注力していく考えである。また、今回のレポート作成に当たっては、統計の提供やヒアリングへの対応といった点で、皆様方から多大なご協力を頂いた。改めて御礼申上げるとともに、引続きご協力を宜しくお願いしたい。

## 2. 次世代 RTGS 第 1 期対応後の決済動向

(日本銀行決済機構局より説明)

- 次世代 RTGS プロジェクトは、わが国の資金決済の安全性と効率性の双方の向上を目的としたものであり、①日銀当座預金上の RTGS 処理に流動性節約機能を導入すること、②民間決済システムを通じて時点ネット決済で処理されている大口資金取引（外為円取引、大口内為取引）を、流動性節約機能を備えた日銀当預上で RTGS 処理できるようにすること、の 2 つの施策を柱としている。昨年 10 月に実施した第 1 期では、外為円取引の完全 RTGS 化と流動性節約機能の導入を実現し、第 2 期では、次期全銀システムの更改とあわせて、2011 年 11 月を目途に大口内為取引の RTGS 化を実施する予定である。
- 第 1 期対応が実施された昨年 10 月以降の決済動向をみると、外為円取引の完全 RTGS 化を主因として、決済の金額、件数とも増加している。そうした中で、決済の進捗状況を支払指図の送信・決済タイミングでみると、コール取引に関する市場慣行（午前 10 時まで返金を完了する）や外為円取引に関する銀行間の申し合わせ（午前 11 時まで 1 日の支払額の 55%を送信する）が遵守されている。また、こうした慣行の下、全体の決済は、第 1 期対応前に比べても前倒しで進んでいる。
- 次に、流動性節約機能の利用状況についてみると、即時または待機後の単独決済が全体の約 85%、バイラテラルを中心とした複数指図同時決済が約 15%となっている。取引別にみると、外為円取引の方がバイラテラルを中心とした複数指図同時決済が多い結果となっている。これは、外為円制度の参加行の数が少ないため、取引がマッチングし易いといったことを反映しているものと考えられる。
- 流動性節約機能の利用状況をみると、業態毎に一定の特徴がある。例えば、都銀や外銀では、オフセット比率（全体の決済金額に占める複数指図同時決済の対象となった金額の割合）が相対的に高くなっており、新しい決済の仕組みが有効に機能しているとみられる。他方、地銀では、同比率が相対的に低いため、決済の効率性を向上させる余地があるとみられる。
- 最後に、決済進捗と流動性の関係をみると、10 月以降の限られた期間のデータではあるが、決済に必要な流動性の削減と平均決済時刻の前倒しが同時に実現している。このことは、次世代 RTGS が、従来方式のメリットであった決済リスクの抑制機能を維持しつつ、決済に必要な流動性の節約を可能にするかたちで、安全性と効率性の双方の向上をもたらしていることを示している。
- 日本銀行では、引続き決済動向の分析等を通じて政策効果を点検していく方針である。併せて、第 2 期対応についても、関係者の方々のご協力を頂きながら、第 1 期対応と同様、円滑にこれを実現できるよう取組んでいきたいと考えているので、ご協力をお願いします。

### (みずほ銀行<全国銀行協会会長行・短取研幹事>からのコメント)

- 当行は、日銀ネットのユーザーとして、資金繰り管理体制の整備や事務習熟を進めるとともに、短期金融市場取引活性化研究会の幹事として、次世代 RTGS 第 1 期対応の実施に向けて市場慣行の整備等を取りまとめた。今回、10月の立上げに向けた総合運転試験の中で、短期資金取引に関する市場慣行の確認を行ったが、当初は、一部参加者の間で、本来同時決済口で決済する取引について、「通常口、同時決済口のいずれで決済すべきか」といった照会がある等、若干の混乱があった。しかし、こうした問題については、総合運転試験を繰り返すことにより、稼動開始までに金融機関間で整理が進み、円滑な立上げが達成できたものと評価している。第 1 期対応の実施後は、流動性節約機能の活用状況は区々ではあるが、同機能を活用しつつ、決済は混乱なく円滑に進捗していると認識している。

## II. リーマン・ブラザーズ証券の破綻を踏まえたわが国決済システムの課題

### 1. 日本国債清算機関からの説明

- 当社は、国債の清算機関として、①清算参加者からの債務の引受け、②ネットティングによる決済金額の圧縮、③決済の履行保証の機能を果たしている。リーマン・ブラザーズ証券の破綻は、2005年の開業以来、当社が初めて経験する清算参加者の破綻事例であり、まさに③の機能の実効性が問われた事案であった。総じてみれば、国債決済システムの安定性維持に貢献できたと考えているが、いくつかの課題も明らかになった。
- リーマン・ブラザーズ証券の破綻時において、当社は、業務方法書の定めに従い、破綻した参加者との間の全ての債権・債務を一括清算した。この結果、当社では、当初予定されていた同社からの資金の支払いと国債の引渡しを受けられなくなる一方、他の清算参加者に対しては、これらの資金の支払いと国債の引渡しを履行しなければならない状態が生じた。
- 支払資金については、リーマン・ブラザーズ証券に引渡す予定であった国債（不払資金の見合い）を市場で売却することにより手当てしたが、それでは本来の資金支払いのタイミングに間に合わなかったため、一時的に借入れた資金を支払いに充てた。この点に関して、多額の資金を迅速かつ安定的に調達できるような枠組みを更に強化することの重要性を強く認識した。
- 一方、不足する国債を市場で調達するまでの間、他の清算参加者に対するフェイル（引渡しの遅延）が累積的に積上がった。この点に関して、調達作業の進捗状況を適時に周知し、フェイル発生に伴う市場の混乱をできるだけ回避することも重要

と認識した。

- なお、リーマン・ブラザーズ証券の破綻に伴う損失については、同社が差入れた担保を処分することで全額カバーでき、他の清算参加者に損失負担を求めることはなかった。当社では、所要担保額の算出に当たって、VaRに基づき銘柄毎の価格変動リスク量を計算する方式をベースとしているが、その際には、直近の決済ポジションについて計算された結果だけに依拠するのではなく、過去の一定期間の決済ポジションに基づき計算された価格変動リスク量と比較衡量する等、所定の調整を加えている。今回生じた損失を担保で全額カバーできたのは、所要担保額の水準をこのように保守的に設定していたことがプラスに働いたといえる。
- また、当社では、今回の破綻対応における経験を次期システムの開発に活かせるよう社内での検討を進めているほか、社内マニュアルの整備にも取り組んでいる。現状、国債DVP決済全体に占める当社取引高の割合は40%程度に止まっているが、今後は、シェア拡大によって当社の決済履行保証機能のカバレッジを広げ、決済システムの安定性向上に貢献したいと考えている。

## 2. 日本証券クリアリング機構からの説明

- 当社では、全国の証券取引所における現物取引と東京証券取引所におけるデリバティブ取引について、清算・決済を行っている。
- リーマン・ブラザーズ証券の破綻に際しては、9/15日の金融庁による業務停止命令等を受けて同社に決済の見込みを確認したところ、支払不能のおそれがあることが確認された。そのため、当社では、16日朝に、同社からの債務引受および同社に対する資金の支払い・証券の引渡しを停止した。
- その後、当社では、証券会社への委託を通じて、リーマン・ブラザーズ証券の決済不履行によって生じた未決済取引の処理を速やかに実施した。具体的には、現物取引では、同社が売越しポジションにあった証券を市場から調達して受方の清算参加者へ引渡した一方、買越しポジションにあった証券については売却処分を行った。また、デリバティブ取引では、自己分の建玉について反対売買を実施した一方、顧客分の建玉については、顧客からの申出に基づき、反対売買または他の清算参加者への建玉移管を行い、25日までに全ての建玉を解消した。
- また、こうした処理を進める過程で発生した所要資金<sup>(日本銀行注)</sup>については、予め設定されていた流動性供給スキームの借入枠を利用した。

(日本銀行注)

具体的には、①JSCCがリーマン・ブラザーズ証券の買越し分の証券を売却処分するまでの間に生じた不足資金(本来、当社がこれらの証券を受取る見合いで支払う義務を負っていた資金)、②JSCCが同社のデリバティブ取引の建玉を解消するまでの間に、日々の値洗いやオプションプレミアムの支払いによって生じた不足資金を指す。

- 当社のルールでは、清算参加者の破綻に伴って発生する損失について、①破綻した清算参加者の差入れていた担保、②各証券取引所からの損失補償、③当社の剰余金、④他の清算参加者による相互保証、の順で補填することとしているが、リーマン・ブラザーズ証券の破綻に伴う損失は①の範囲に止まった。
- 総じてみると、リーマン・ブラザーズ証券の破綻時には、当社のリスク管理の仕組みが有効に機能し、他の清算参加者やその顧客への影響は限定的であったと評価している。この背景としては、①未決済取引の処理時点において証券の調達・処分や建玉の反対売買を行ううえで十分な市場流動性があったこと、②95年のベアリング証券の破綻処理を経験した職員が実務現場に複数おり、そのノウハウを活かしたこと、③従来より「清算機関のための勧告」(CPSS/IOSCO)の充足に向けてリスク管理の仕組みの整備を進めてきたこと、等が挙げられる。

### 3. ほふりクリアリングからの説明

- 当社では、取引所外で約定された株式等をDVP決済するスキーム(一般振替DVP制度)を提供している。このスキームでは、決済日(T+3)が到来し、参加者から債務引受申込みがあった取引のうち一定の条件(決済に必要な証券残高が存在している等)を満たすものを対象に当社が債務引受を行う。これに続いて、証券決済がグロスベースで行われ、証券見合い金の決済がネットベースで実施される。
- リーマン・ブラザーズ証券の破綻時には、同社の資金決済が履行されないおそれがあると判断し、9/16日の午前7時過ぎに、業務方法書の規定に基づき、新規の債務引受を停止した。ただし、当社システムでは、その直前までに、同社を当事者とする取引の一部について債務を引受ける処理が実行されていたため、債務引受を停止した時点で、同社による33億円の資金支払ポジションが残った。その後、民事再生手続の開始申立に伴って、この不払が確定した<sup>(日本銀行注)</sup>。

(日本銀行注)

ほふりクリアリングが9/16日朝の時点で債務引受を行っていた取引については、①証券の引渡し(リーマン・ブラザーズ証券→ほふりクリアリング)、②証券の引渡し(ほふりクリアリング→リーマン・ブラザーズ証券)、③②と①の差額資金33億円の支払い(リーマン・ブラザーズ証券→ほふりクリアリング)、といった権利・義務関係が生じていた。このうち、①は実行された一方、②と③は未履行のまま一括清算されることとなった。

- これを受けて、当社では、規定に従い、清算参加者から受入れていた現金担保を一時的に取崩すことで不足資金を補填し、その日の資金決済を予定どおり完了した。他方、この過程で取崩された現金担保分については、同社に引渡す予定であった証券を翌17日に市場で売却し、その代金によって22日に全額復元した。

- 今回の破綻における一連の対応の結果、他の清算参加者に損失負担を発生させることなく、「元本リスクの排除」という DVP 決済制度の趣旨を果たすことができたという点では、制度がうまく機能したと考えている。
- 一方で、一連の対応について、参加者から今後の改善を求められている点もある。前述のように、当社では、決済日が到来する取引以外には債務引受を行わない扱いとなっている。これに対して、一部の市場参加者から、「取引所取引（約定成立時点で債務引受）と取引所外取引の間で資金・証券の決済の流れに断絶が生じた」として、2つの株式清算機関の間で債務引受が可能となる時期にズレが生じている点を改善すべきといった意見等が聞かれた。今後の清算・決済制度のあり方については、現在、証券保管振替機構、東京証券取引所および日本証券クリアリング機構が WG を立上げ、様々な論点について検討を行っているところであり、より良い枠組みの構築に向けて努力していく所存である。

#### 4. 東京金融取引所からの説明

- 当取引所では、リーマン・ブラザーズ証券の破綻に伴い、ユーロ円金利先物・オプション取引に関する同社の建玉の処理を行った。
- 当取引所では、9/15日のリーマン・ブラザーズ証券に対する金融庁の業務停止命令発表を受け、16日に同社の当取引所での取引および同社からの債務引受等の停止を実施し、その旨を公表した。17日には、同社に対し自己分および顧客分の建玉の処理方法について通知を発信し、これを公表した。
- リーマン・ブラザーズ証券の建玉のうち、自己分の建玉については、反対売買を19日までに実施した。他方、顧客分の建玉については、建玉移管または反対売買により処理した。そのうち、22日正午までに移管処理できない建玉については、反対売買による処理を同日中に行った。なお、建玉の反対売買は同社自身に行わせた。これは自身のポジションに熟知している分、処理が円滑に行なえとの判断によるものであるが、同社に対しては市場の環境に大きな影響を与えないことの確認等を行い、市場監視にも万全の注意を払った。
- 建玉の処理が完了するまでの間、日々の差金決済においてリーマン・ブラザーズ証券に関する受払いが発生した。その際、支払いが生じた場合には、予め設定されていた流動性供給スキームの借入枠を用いて不足資金を一時的に手当てしたが、結局、最終的な受払収支はプラスとなった。こうしたこともあって、同社の決済不履行から生じた損失は、事前に差入れられていた担保で全額カバーできた。
- 以前から検討していたところであるが、今回の経験も踏まえ、当取引所では、リスク管理の更なる強化に取り組んでいる。  
まず、取引証拠金については、過去の価格データの参照期間の改定頻度を上げる（3カ月ごと→毎月）ことにより直近の価格変動実績がよりタイムリーに反映さ

れるようにしたほか、過去の価格変動幅をカバーする範囲を 95%から 99%に上げた。また、取引証拠金では損失を負担しきれない場合に充当される清算預託金について、清算参加者 1 先あたりの上限額を撤廃することを決定した。取引証拠金については昨年 12 月から実施し、清算預託金については今後実施する予定にある。当取引所としては、今後もリスク管理の改善に取り組んでいきたいと考えている。

## 5. CLS からの説明

- 今回の破綻の際の CLS における外為取引の決済状況等についてご報告する。
- リーマン・ブラザーズ（米国）の持株会社が米国連邦倒産法第 11 章の適用を申請したとの報道がなされたのは日本時間 9/15 日（祝日）の午後であった。リーマン・ブラザーズは CLS に開設した自己名義の口座を通じて資金決済を行うことのできる「決済メンバー」ではなく、決済メンバーを経由して決済を行う「ユーザーメンバー」の資格で参加していた。同社は米国における倒産手続の対象外であったこともあり、15 日の決済は通常のスケジュールに沿って完了した。
- もっとも、16 日以降は状況が変わった。すなわち、リーマン・ブラザーズの取引相手先や同社自身から、過去に CLS に持込んだ支払指図の取消しが相次ぎ、この処理のためにシステムの処理速度が遅くなる事態も発生した。また、17 日は 3 カ月毎の先物取引の決済日であったため、予定された決済件数と金額はそれぞれ 155 万件、8.6 兆ドルと空前の規模となった。ただし、こうした中でも、決済自体は結果的に大きな混乱なく処理され、この週の記録的な件数をこなすことができた。
- その週末（20 日）、CLS は、取引関係者の意向も踏まえて、翌週以降、リーマン・ブラザーズの CLS 決済を停止する旨を決定した。これを受けて、市場参加者による支払指図の取消しが週末をかけて行われたが、大きな混乱は生じなかった。その後、同社は 26 日をもってユーザーメンバーの資格を終了した。
- この間、各国の参加者から CLS への持込件数は、外為市場の変動に伴う取引増加や決済リスク軽減ニーズの高まりから、大幅に増加した。一日あたりの決済件数で見ると、9 月に 70 万件を突破し、10 月は更に 72 万件を超えた。11 月はかなり落ち着いたとはいえ 58 万件と高水準が続き、従来外為取引が急減する 12 月でも 47 万件と過去に例を見ない水準となった。
- 今回の破綻を起点とする市場の混乱はかなりの期間続くことも予想される。このような状況下、金融機関のカウンターパーティー・リスク、具体的には決済にかかる信用リスクへの対応が従来にも増して重要となっている。CLS は過去の金融市場の経験に鑑みて設立された機関であり、外為取引の決済にはできるだけ CLS を使って頂くことが、決済リスク回避のみならず流動性確保の観点からも有効であることを強調しておきたい。

- CLSとしても、こうしたメリットをより享受してもらうために、決済の対象となる外為取引の範囲を拡大していきたいと考えている。例えば、現在の決済時間帯の後に第2の決済時間帯を設け、現在はCLS以外の方法で決済されている取引のうち、欧米通貨にかかる「In/Outスワップ」のアウトレグ<sup>(日本銀行注)</sup>や当日物取引の決済を取込むことを今後検討していく。現在17あるCLS決済対象通貨の拡大についても、引き続き検討するつもりである。

(日本銀行注)

In/Out スワップとは、決済メンバーのネット支払額およびネット受取額を一定範囲に抑えるための仕組み。具体的には、ある通貨で一定額以上の払込みが予想され、同時に別の通貨で一定額以上の受取りが予想されている決済メンバーが、同じ通貨の組合せで受払いが逆のポジションを持つ決済メンバーとの間で、①双方の決済額を圧縮するスワップ取引(インレグ)および②インレグと逆方向のスワップ取引(アウトレグ)を同時に行う。現在、インレグはCLSで決済しているが、アウトレグはCLS以外の方法で決済している。CLSは、従来の時間帯での決済をこれまでどおり完了させたうえ、アウトレグを第2の時間帯で決済することにより、決済リスクを削減することを今後検討する。

## 6. 日本銀行によるコメント

(はじめに)

- リーマン・ブラザーズ証券の破綻に際しては、これまで整備されてきた様々なリスク管理策が機能し、全体としてみれば、決済は円滑に進捗し、大きな混乱が長期に亘り生じることはなかった。各機関の取組みに敬意を表したい。
- 一方で、今回の経験を基にしてわが国決済システムの安定性を更に高める観点からは、「清算機関におけるCCP(セントラル・カウンターパーティ)機能の向上」、「清算機関のカバレッジ拡充」、「国債決済サイクルの短縮化(T+1化)」の3つが重要であると改めて認識した。日本銀行としても、皆様とともにこうした課題に取り組んでいきたい。

(清算機関におけるCCP機能の向上)

- 清算機関においては、「資金・証券の決済の履行を保証する機能の確実性や実効性の向上」、「他の清算参加者に予期せぬ損失負担が波及することを回避するための、ロスシェアの枠組みに関する合理性の向上」に向けた取組みが引き続き重要と考えられる。具体的には、①フェイル解消の迅速化、②破綻対応の実態に即した流動性供給スキームの整備向上、③「通常の市場環境下で破綻により発生し得る損失」を適切にカバーし得る担保計算モデルの精緻化、の3つが挙げられる。

(清算機関のカバレッジ拡充)

- 皆様からのご報告にもあったが、清算機関を介して決済をより安定的に行う観点からは、清算参加者の拡大や清算対象取引の範囲について検討することも今後の課題と考えられる。

(国債決済サイクルの短縮化)

- 「国債決済サイクルの短縮化」は、未決済残高の圧縮やフェイル解消対応の迅速化を通じて、清算機関の機能向上と相乗効果を発揮しつつ、有事における決済の安定性向上と市場機能の維持に資すると考えられる。

### Ⅲ. その他決済システムの最近の話題

#### 1. 第6次全銀システムについて（東京銀行協会からの説明）

- 当協会が運営している全銀システムでは、1973年の稼働開始以来、システム更改を定期的に行っており、2011年11月に現行の第5次システムがシステムライフの終期を迎えるタイミングで、第6次システムへの更改を予定している。
- 次期システムでは、従来どおり安定的なシステムの稼働を提供することを最優先事項としつつ、新たに、国際化・標準化への対応、顧客ニーズへの迅速・柔軟な対応、決済リスク削減・業務継続体制の強化等の施策を実施する予定である。
- そのうちの第一の柱は、次世代RTGS第2期対応である。これは、1億円以上の大口内為取引を日銀当座預金上でRTGS処理するスキームを導入するものである（1億円未満の小口取引は従来どおり時点ネット決済で処理）。現在、全銀システムでは、日中に交換した為替取引は全て当日中に時点ネット決済している。そのリスク管理策として、流動性供給スキーム等により、万が一加盟銀行（全銀システムを利用する金融機関）のうち上位2行が破綻しても当日の決済を完了でき、かつ他の加盟銀行に損失負担が及ばない仕組みを有している。金額ベースで内為取引全体の65%程度（件数ベースでは1%未満）を占める大口内為取引がRTGS化されると、その分だけ、こうした枠組みを通じて全銀システムが管理すべきリスクの削減が可能となる。
- 第二に、国際化・標準化への対応として、全銀システムの電文フォーマットにXMLによるデータ記述（ISO20022）を追加し、加盟銀行の希望に応じて従来のフォーマット電文との選択を可能とする。XMLは国際標準としても採用されているので、これに準拠することで対外接続性等を拡充していくことも狙いとしている。また、XMLは柔軟性に富む自由度の高い電文であるため、為替電文に添付できるEDI情報の量が大幅に拡充する。更に、最新の技術動向を踏まえ、通信プロトコル

(X.25 プロトコル→TCP/IP) やネットワーク網 (フレームリレー網→IP-VPN) を変更し、運用性の向上とコスト削減を図りたいと考えている。

- 第三に、システムの柔軟性向上のため、SOA (Service Oriented Architecture) を導入し、システムをモジュール化する。これにより、稼働開始後に新たな改修が発生してもその影響範囲を縮小できるため、開発期間の短縮が可能となる。
- 第四に、決済リスク削減・業務継続体制を強化する。具体的には、大量のデータを一括転送する手段に関して、通信効率のより優れた方式 (新ファイル転送) を導入するとともに、取扱可能な取引の範囲を現行方式 (MT データ伝送) より大幅に拡大する。また、試験環境を新たに設けることで、試験対応日程の柔軟化と開発工期の短縮を図る。試験環境の利用により、加盟銀行の業務継続体制の強化にも寄与することが期待される。
- 次期システムについては、本年 3 月頃までにシステム要件を固め、その後 2009 年度下期から 1 年程度をかけて、制度・取引慣行の検討を進めていく予定である。その際には、関係の方々のご指導を仰ぎながら取進めていく所存であり、宜しくお願ひしたい。

## 2. 株券電子化後の状況と今後の課題 (証券保管振替機構からの説明)

- 株券電子化については、関係者の皆様方の協力を得て、本年 1/5 日に順調にスタートし、この時点で 3,871 銘柄・3,857 億株が電子化された。その後、昨年中に保振機構に預託されなかったタンス株等 358 億株が 1/26 日に特別口座へ新規記録されたほか、本年入り後、約 3 億株が新規発行されたことから、現在、保振機構は新制度の下で約 4,218 億株を管理している。制度参加者は、保振機構に直接口座を有する機構加入者が 266 社、間接口座管理機関が 56 社である。
- 株券電子化による効果としては、「ペーパーレス化の実現による株券等の発行・保管コストの削減」、「保振機構における株主情報の一元管理の実現に伴う株主確定にかかる日数の短縮」、「株式・新株予約権付社債等に関する発行時 DVP の実現」等が挙げられる。
- 株券電子化後の証券取引の清算・決済システムの更なる改善を図るため、昨年 9 月、当社は、東京証券取引所、日本証券クリアリング機構と合同で、市場参加者で構成される WG を設置した。WG では、お互いに協力・連携を行うことで実現を促進できる課題について、参加者の意見を募りつつ、実務的な見地から検討を行うこととしている。これまでのところ、WG では「株式等の 5 日目決済の廃止」と「株式併合・分割の直前における取引所売買停止措置の廃止」について検討を行っており、昨年 12 月には、何れも廃止するとした検討結果を報告書に取纏めた。両者については、本年 11 月実施を目標として、広く関係者から意見を募ったうえで準備を進める予定である。

- また、この WG では、これら以外の課題についても幅広く検討していく予定である。参加者からは、検討すべき事項が幾つか示されているが、リーマン・ブラザーズ証券の破綻を経験した後だけに、有事における決済の安定性確保といった点に問題意識が集中している。
- 例えば、決済リスクを排除・限定する方策として、「決済インフラ機関におけるフェイル・カバーレンディング機能の導入」や「株式貸借取引の DVP 決済化」を目指すべきといった意見が出されている。

また、決済リスク管理をより容易にするための方策として、「証券振替システムの稼動時間延長」により、フェイル取引の削減とフェイルをリカバリーする時間的余裕を確保することが望ましいといった意見が出されている。「前日の夜間バッチ処理を通して事前に振替請求がなされたもの（非 DVP 決済）について、決済日当日の取消しを可能とすること」も課題として挙げられている。

更に、清算機関の機能連携の向上を目的とした方策として、「債務引受の開始時期に関する清算機関間での取扱いの統一」等の意見も出されている。
- 当 WG では、先ず、これらの課題案について、その妥当性や優先順位等を勘案して、実務的な見地から検討を行っていくことを予定している。そして、こうした検討に一応の目途がついた後は、国際的な市場競争力強化をはじめ、より幅広い観点から検討を進めていきたいと考えている。その際の課題としては、例えば、「コーポレート・アクションにかかる情報配信の STP 化」、「アジアを中心とした海外清算・決済機関との連携」、「保振機構を経由した配当金・元利金払いの実現」等が考えられる。

以 上